

平成 19 年 8 月 31 日
気 象 庁 予 報 部

配信資料に関する技術情報（気象編）第 266 号

～ 空域悪天情報（ARMAD）のシグメット（SIGMET）情報への統合について～

国際民間航空条約第 3 附属書「国際航空のための気象業務」の修正 74 号が平成 19 年 7 月 16 日に発効し、同年 11 月 7 日から適用されることになりました。

本適用により SIGMET の高度制限が撤廃されることに伴い、同日より空域悪天情報（ARMAD）をシグメット（SIGMET）情報に統合して発表しますのでお知らせいたします。

1. 変更の概要

すべての高度を対象にシグメット（SIGMET）情報を発表します。
これに伴い、空域悪天情報（ARMAD）を廃止します。

2. 実施日時

平成 19 年 11 月 7 日（水）00UTC 以降発表のものから実施予定。

3. 変更内容の詳細

別紙を参照ください。

4. 変更する電文

資料名	冒頭符号
シグメット情報	WSJP31 RJTD

5. 配信を終了する電文

資料名	冒頭符号
空域悪天情報（札幌）	WSJP71 RJCC
空域悪天情報（東京）	WSJP71 RJTT
空域悪天情報（福岡）	WSJP71 RJFF
空域悪天情報（那覇）	WSJP71 ROAH

国際民間航空条約第3付属書修正74号によるSIGMET情報の変更内容

SIGMET情報は、国際民間航空条約¹⁾第3付属書²⁾に定められた空域悪天に関する文字情報です。我が国では気象庁が福岡飛行情報区³⁾(FIR)の24,000ft以上の高度を対象に、雷電(TS)、台風(TC)、乱気流(TURB)、着氷(ICE)、火山噴煙(VA)の各現象について随時発表しており、このうち火山噴煙については、平成16年11月より高度に拘わらず発表しています。

平成19年11月7日に適用される同付属書修正第74号では、火山噴煙以外についても高度制限が撤廃されるため、全ての高度を対象にSIGMET情報を発表することになります。

一方、ARMADは我が国独自の空域気象情報で、札幌、東京、福岡及び那覇の各航空交通管制区⁴⁾を対象に、SIGMET情報に準じて発表しています。ただし、ARMADの対象となる現象は、雷電、乱気流、着氷で、高度に関する制限はありません。

今般のSIGMET情報の高度制限撤廃により、ARMADの対象とする悪天現象はすべてSIGMET情報に包含されることから、ARMADを廃止しSIGMET情報に統合します。

1)【国際民間航空条約】：航空機の安全な運航のための技術的協力および経済的な運航のための路線の調整を主な目的として1944年に締結された国際条約。わが国は1953年に批准。

2)【第3付属書】：国際民間航空条約では航空機の運航に関する国際的な基準や推奨手順についての細目を18の付属書(Annex)にまとめており、第3付属書には航空気象業務に関する項目が規定されている。

3)【福岡飛行情報区】：国際民間航空条約に基づき航空交通業務(管制業務等)を行うために定めた空域を飛行情報区(FIR/Flight Information Region)という。わが国(国土交通省航空局)の管轄空域が福岡飛行情報区である。

4)【航空交通管制区】：国土交通省航空局の各航空交通管制部(ACC/Area Control Center)が管轄する空域。